

大規模施設等への協力金（令和3年度第2期）について

令和3年6月10日
健康福祉局
商工労働局

1 要旨

緊急事態措置の延長に伴い、広島県による要請に応じて休業又は営業時間短縮を行った大規模施設事業者及び大規模施設のテナント事業者に対して、「広島県大規模施設等協力金」を支給し、事業者を支援する。

2 広島県大規模施設等協力金の概要

区分		第1期	第2期
対象期間		令和3年5月16日（日）0時 ～5月31日（月）24時	令和3年6月1日（火）0時 ～6月20日（日）24時
対象事業者		1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者及び大規模施設のテナント事業者	
主な対象施設と要請内容	床面積1,000㎡超の 「大規模小売店」「百貨店」「ショッピングセンター」「スーパー」「パチンコ店」「ゲームセンター」「スーパー銭湯」等	<p>・5時から20時までの営業時間短縮を要請 ただし、10,000㎡超の施設については、土日の休業を要請</p> <p>・いずれも、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く</p>	<p>・5時から20時までの営業時間短縮を要請。ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。</p> <p>・床面積10,000㎡超の施設については、土日祝日の休業を要請（生活必需品売場を含め10,000㎡までの部分を除く）。</p>
	床面積1,000㎡超の 「劇場」「映画館」「集会場」「ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）」「体育館」「屋内テニスコート」「ボウリング場」「テーマパーク」等	<p>・5時から20時までの営業時間短縮を要請</p> <p>・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請</p> <p>・イベントを開催する場合（映画館の上映を含む。）は、21時までの営業時間短縮を要請</p>	
	上記大規模施設に入居するテナント事業者等（大規模施設と同内容の要請）		
給付要件	<p>（大規模施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県内において、県の要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている、床面積が1,000㎡を超える要請対象施設を運営する事業者であること。 ・要請期間のすべての期間に、要請に応じていること。 <p>（ただし、準備等のため5月16日から要請に応じられなかった場合でも、5月19日までに要請に応じること。）</p>		
	<p>・要請期間内に飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金の支給を受けていないこと。</p> <p>（テナント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請期間において、要請に応じている大規模の施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること。 ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて休業又は営業時間短縮を行った店舗であること。 ・要請期間に飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金の支給を受けていないこと。 		
支給額	<p>【休業】 1日当たり給付額×対応日数</p> <p>【時間短縮】 1日当たり給付額×（要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間）×対応日数</p> <p>※1日当たり給付額 大規模施設：対象床面積1,000㎡毎に20万円 テナント：対象床面積100㎡毎に2万円 （10店舗以上のテナントを持つ大規模施設事業者の場合、別途把握管理に係る経費を支給）</p>		
	申請受付（予定）	6月1日（火）～6月30日（水）	6月21日（月）以降

3 県民・事業者への対応状況（6月8日時点）

- ・コールセンターでの対応 累計1,361件（5/16～6/8, 1日平均約57件）
- ・第1期申請受付 135件（うち審査済52件）